

1 地域防災計画とは

○地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、**市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標**として作成するものです。

○自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、**被害を最小限に軽減**し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

2 清須市地域防災計画見直しの主旨

○本市では、H12.9の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、H26.8の広島豪雨やH27.9の関東・東北豪雨等、大型台風や集中豪雨による河川氾濫や土砂災害等の被害が多く発生しています。また、H23.3の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなった他、H28.4の熊本地震は、一連の地震活動において震度7の地震が2回観測されるという観測史上初の地震により、大きな被害が生じました。

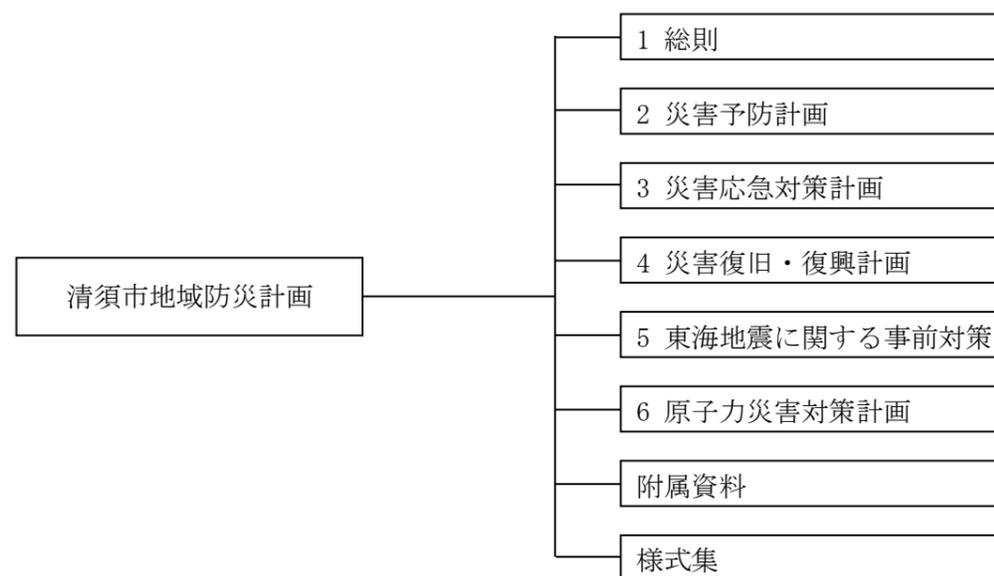
⇒**近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生**しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている**南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。**

○全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年見直しを実施されています。本市では、平成28年3月に清須市防災会議を開催し、清須市地域防災計画の素案についてご確認いただきましたが、その後、**愛知県においては5月に愛知県地域防災計画の修正**がなされました。

⇒平成28年3月に清須市防災会議でいただいたご意見や、**5月に修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ必要な修正を加えました。**

3 清須市地域防災計画の構成

○清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 東海地震に関する事前対策	大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化計画に準じた計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

4 主な見直しポイント

○清須市地域防災計画の主な見直しポイントは、以下のとおりです。

◆下水道法の改正に伴う修正（風：P39～43）

⇒下水道法が一部改正され、下水道管理者は浸水被害対策区域において、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進するとされたこと等に伴い、必要な事項を修正。

◆水防法の改正に伴う修正（風：P40～43）

⇒水防法が一部改正され、洪水、雨水出水及び高潮に係る最大規模を想定した浸水想定区域の指定が規定されたこと等に伴い、「2 災害予防計画」の「第2章 水害予防対策」に「第3節 浸水想定区域における対策」を新設。

◆消防団の機能保持に係る修正（風・地共通：P68）

⇒急対策活動等のための体制、資機材の整備として、主要な地域防災力となる消防団の詰所や車両について計画的な整備・更新を図ることを記載。

◆業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化に伴う修正（風・地共通：P68）

⇒業務継続計画を策定する際に、少なくとも定めておくべき事項として、電気・水・食料等の確保や非常時優先業務の整理等を記載。

◆マンホールトイレの設置に係る記載の追加（風・地共通：P79）

⇒前回の防災会議で指摘のあったマンホールトイレの設置について、避難所が備えるべき設備として記載。

◆実働組織間の調整に係る記載の修正（風：P 167、地：P348）

⇒活動エリア・内容・情報通信手段等について情報共有及び活動調整等を行うため、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等において合同調整所を設置することを記載。
⇒前回の防災会議で指摘のあったライフライン事業者の応急対策について、活動拠点となるスペースが不足する場合、市との調整の上で確保することを記載。

◆南海トラフ地震発生時における広域受援体制の確保に係る修正（地：P344, 345）

⇒南海トラフ地震発生時に、国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保するために策定された「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を踏まえ、「3 災害応急対策計画」「第2編 地震災害応急対策」「第4章 応援協力・災害派遣」に「第6節 南海トラフ地震の発生時における広域受援」を新設。

◆地域安全対策の位置づけの変更・環境汚染防止対策の追加（風：P220・地：P409）

⇒従来、「地域安全・道路交通規制・緊急輸送対策」に位置づけていた「地域安全」について、県計画の修正と整合を図り「環境汚染防止」と併せて「環境汚染防止及び地域安全対策」として章を新設。

⇒併せて、「環境汚染防止対策」を記載。

◆災害廃棄物処理対策の位置づけの変更（風・地共通：P458）

⇒上記に関連し、従来、「災害応急対策計画」に位置づけていた「災害廃棄物処理対策」について、県計画の修正と整合を図り「4 災害復旧・復興計画」へ移動。

◆災害からの迅速な復旧・復興に伴う修正（風・地共通：P464～475）

⇒愛知県地域防災計画との整合を図り、「4 災害復旧計画」を「4 災害復旧・復興計画」に変更。

⇒り災証明書の交付の支援、税の減免、住宅・労働に関する相談等の記載を整理・充実し、被災者等の生活再建に係る事項を「第4章 被災者等の再建等の支援」として修正。

⇒県において整理・充実された被災した中小企業、農林水産業者の早期の事業再開を支援するため、事業資金の融資や関係団体等の支援情報の提供等を整理し、「第5章 商工業・農林水産業の再建支援」として修正。

風・地共通：風水害等対策、地震災害対策に共通する事項

風：風水害等対策に関する事項

地：地震災害対策に関する事項